

食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項）

第一条 食品表示法（以下「法」という。）第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

一 名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 アレルギー

五 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

六 指定成分等含有食品（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第八条第一項に規定する指定

成分等含有食品をいう。以下同じ。）に関する事項

七 特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装（食品衛生法第四条第五項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に入れられたものに限る。）をいう。以下同じ。）を摂取する上での

注意事項

八 機能性表示食品（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第一項第十号に規定する機能性表示食品をいう。以下同じ。）を摂取をする上での注意事項

九 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

イ 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。） 処理を行った旨（調味料に浸潤させる処理

、他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものに限る。） 飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡

大するおそれのある処理を行ったものに限る。）、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）及び子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）

ロ 食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十三条に規定するものに限る。）
。 非加熱食肉製品である旨（非加熱食肉製品（食肉を塩漬けた後、くん煙し、又は乾燥させ、かつ、その中心部の温度を摂氏六十三度で三十分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法による加熱殺菌を行っていない食肉製品であつて、非加熱食肉製品として販売するものをいう。ただし、乾燥食肉製品を除く。）に限る。）

ハ 乳製品 飲食に供する際に加熱する旨（ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であつて、飲食に供する際に加熱するものに限る。）

ニ 乳又は乳製品を主要原料とする食品 乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨

ホ 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。） 未殺菌である旨（殺菌したものを以

外のものに限る。）及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（殺菌したもの以外のものに限る。）

へ 生かき 生食用であるかないかの別

ト ふぐを原材料とするふぐ加工品 生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。）

チ 冷凍食品 飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ、ゆでがに、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を加工したものに限る。）及びアイスクリーム類を除く。）を凍結させたものに限る。）及び生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）

十 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ ゆでがに

ロ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を超え、かつ、その中

心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下での保存を要するもの

十一 栄養機能食品（食品表示基準第二条第一項第十一号に規定する栄養機能食品をいう。）を摂取をする上での注意事項

十二 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

イ シアン化合物を含有する豆類 アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）及び使用の方法

ロ アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご アレルゲン（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る。）、保存の方法及び消費期限又は賞味期限

ハ 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。） アレルゲン（特定原材料に由来する添加物

を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限、処理を行った旨（刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行ったものに限る。）、飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行ったものに限る。）、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）及び子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）

二 鶏の殻付き卵 アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、賞味期限、使用の方法、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨（生食用のものに限る。）、賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものに限る。）、加熱加工用である旨（生食用のものを除く。）及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものを除く。）

ホ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。） アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法及び消費期限又は賞味期限

ヘ 切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用のもの アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び生食用であるかないかの別（凍結させたものに限る。）

ト 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び生食用であるかないかの別

チ 生かき アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び生食用であるかないかの別

十三 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳にあつては、食品表示基準別表第二十四の生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳の項の中欄に掲げる表示事項

十四 容器包装に入れられた添加物にあつては、使用の方法及びＬ－フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

十五 食品表示基準第四十条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

（食品の収去証）

第二条 法第八条第一項及び第六項の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第一号による収去証を交付しなければならない。

（職員の身分を示す証明書）

第三条 法第八条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

（消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合）

第四条 法第十条の二第一項に規定する消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときは、同項に規定する食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合であつて、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより

、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたときとする。

（食品の回収の届出）

第五条 食品関連事業者等は、食品の回収について法第十条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を内閣総理大臣（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）第七条の規定により当該権限に属する事務を同条第一項第七号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第十五条第五項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあつては、市長又は区長。）が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所

三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な

事項

四 当該食品が法第十条の二第一項に該当すると判断した理由

五 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量

六 当該食品の回収に着手した年月日

七 当該食品の回収の方法

八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2 食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあつては、回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

第六条 令第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第六条第一項第一号に定める指示又は同項第二号に定める命令（以下この項において「指示等」と

いう。)をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

二 指示等をした年月日

三 指示等に係る食品の種類

四 指示等の内容

五 その他参考となるべき事項

2 令第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った年月日

三 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問に係る食品の種類

四 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問の結果

五 その他参考となるべき事項

3 令第六条第七項及び第七条第六項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 調査の方法及び結果

二 食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府・農林水産省令第二号）第二条又は食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府・財務省令第一号）第三条の規定により提出された文書の写し

三 その他参考となるべき事項

4 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第一号から第三号までに掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第七条第一項第一号に定める指示又は同項第二号若しくは第三号に定める命令（以下この項において「指示命令」という。）をした食品関連事業者（この号に定める命令を行った場合にあつては、食品関連事業者等）の氏名又は名称及び住所

二 指示命令をした年月日

三 指示命令に係る食品の種類

四 指示命令の内容

五 その他参考となるべき事項

5 令第七条第三項の規定による報告のうち、同条第一項第四号から第六号までに掲げる事務に係るものについては、次に掲げる事項について行うものとする。

一 食品関連事業者等に対する報告の徴収又は物件の提出の要求の件数及び内訳

二 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収又は物件の提出の要求の件数及び内訳

三 食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査、質問又は収去の件数及び内訳

6 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第四号に掲げる事務に係るものであって、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に関し必要と認めるものは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の徴収又は物件の提出の要求を行った食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二 報告の徴収又は物件の提出の要求を行った年月日

三 報告の徴収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の徴収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

7 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第五号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に関し必要と認めるものは、第五項の規定にかかわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の徴収又は物件の提出の要求を行った食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二 報告の徴収又は物件の提出の要求を行った年月日

三 報告の徴収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の徴収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

8 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第六号に掲げる事務に係るものであって、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に関し必要と認めるものは、第五項の規定にかかわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 立入検査、質問又は収去を行った食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二 立入検査、質問又は収去を行った年月日

三 立入検査、質問又は収去に係る食品の種類

四 立入検査、質問又は収去の結果及び収去した食品の試験の結果

五 法第八条第七項の規定による委託をしたときは、委託をした旨、委託先及び委託をした年月日

六 その他参考となるべき事項

9 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第七号に掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所

三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項

四 当該食品が法第十条の二第一項に該当すると判断した理由

五 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量

六 当該食品の回収に着手した年月日

七 当該食品の回収の方法

八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

九 前条第二項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十 前条第三項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十一 法第八条第一項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容

十二 その他参考となるべき事項

（令第七条第一項の内閣府令で定める事項）

第七条 令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

一 名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 添加物

五 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量

六 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）

七 アレルゲン

八 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

九 指定成分等含有食品に関する事項

十 特定保健用食品に関する事項（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。次項第二号において同じ。）

十一 機能性表示食品に関する事項（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。次項第三号において同じ。）

十二 遺伝子組換え食品に関する事項

十三 乳児用規格適用食品（食品表示基準第三条第二項の表に規定する乳児用規格適用食品をいう。）である旨

十四 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九及び別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）

ロ 生かき

十五 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）

ロ 無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）

ハ 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）

ニ 乳

ホ 乳製品

ヘ 乳又は乳製品を主要原料とする食品

ト 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）

チ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、
生食用のもの（凍結させたものを除く。）

リ ゆでがに

ヌ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ

ル ふぐを原材料とするふぐ加工品

ヲ 鯨肉製品

ワ 冷凍食品

カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

ヨ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を超え、かつ、その中

心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下での保存を要するもの

タ 缶詰の食品

レ 水のみを原料とする清涼飲料水

ソ 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のもの

十六 放射線照射に関する事項

十七 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ シアン化合物を含有する豆類

ロ アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、

パイナップル、バナナ、パイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご

ハ 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳

ニ 鶏の殻付き卵

ホ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させた

ものを除く。)

へ ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用でないもの

ト 切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用のもの

チ 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの

十八 食品表示基準第四章に規定する添加物に関する事項

十九 食品表示基準第四十条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

2 令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

一 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量

二 特定保健用食品に関する事項

三 機能性表示食品に関する事項

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年内閣府令第十号）

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令様式第九号及びこの府令による改正前の食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令別記様式第一号（次項において「旧様式」という。）によ

り使用されている書類は、当分の間、それぞれこの府令による改正後の様式によるものとみなす。

1 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年内閣府令第八号） 抄

この府令は、食品表示法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年内閣府令第二十号） 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中食品表示基準第七条、別表第三及び別表第四の改正規定、別表第二十四玄米及び精米の項の改正規定並びに別記様式四の改正規定 公布の日

二 第一条中食品表示基準第十三条の改正規定 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う

関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和三年六月一日）

附 則（令和二年内閣府令第五十二号） 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年七月十六日）から施行する。

附 則（令和三年内閣府令第十七号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

○ ○ 甲 収 去 証 <table><tr><td>記 号</td><td></td></tr><tr><td>番 号</td><td></td></tr></table> 1 被収去者の住所又は営業所所在地 2 被収去者の氏名又は法人名 3 収去品名 4 収去数量 5 収去目的 6 収去日時 7 収去場所 食品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、上記のように収去する。 年 月 日 収 去 者 氏 名 所 属 庁 職 氏 名 備考 ※教示事項について（別紙）参照 <td> ○ ○ (別紙) <教示> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、○●に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）。 ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）。 <参照条文> ○食品表示法（平成 25 年法律第 70 号） 第 8 条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要であると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。 2 ～ 9 （略） 第 15 条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。 2 ～ 4 （略） 5 第 1 項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番又は A 列 6 番とする。 2 所 属 庁 印 は、赤色とする。 3 この用紙は、甲片及び乙片の 2 片とする。 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所 属 庁 印 及び ㊟ を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。 備考 1 教示文言中の「○●」には、収去者の所 属 庁 を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所 属 庁 を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。 </td>	記 号		番 号		○ ○ (別紙) <教示> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、○●に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）。 ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）。 <参照条文> ○食品表示法（平成 25 年法律第 70 号） 第 8 条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要であると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。 2 ～ 9 （略） 第 15 条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。 2 ～ 4 （略） 5 第 1 項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番又は A 列 6 番とする。 2 所 属 庁 印 は、赤色とする。 3 この用紙は、甲片及び乙片の 2 片とする。 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所 属 庁 印 及び ㊟ を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。 備考 1 教示文言中の「○●」には、収去者の所 属 庁 を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所 属 庁 を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。
記 号					
番 号					

別記様式第2号（第3条関係）

（表）

第 年 月 日 発行

身 分 証 明 書

官職名及び氏名

年 月 日生

上記の者は、食品表示法第8条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官

写

真

（裏）

食品表示法抜粋
（立入検査等）
第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で取去ることができる。

2・3（略）

4 前3項の規定による立入検査、質問又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6～9（略）

（権限の委任等）
第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～5（略）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二・三（略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8より大きい。